

令：バリアフリー令(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令 政令第379号平成18年12月20日施行)

条例：横浜市福祉のまちづくり条例 平成26年1月1日改正

☆不特定多数の者又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物特定施設(移動等円滑化経路を含む) (視)不特定多数の者又は主として視覚障害者が利用するもの (特)不特定多数の者が利用するもので床面積が2000㎡以上のもの				
建築物特定施設 条:条例付加規定	チェック 欄	建築物移動等円滑化基準(一般義務基準)	緩和 措置	
敷地内通路 (屋外) 令16 条例別表第1の2(2)	1	表面は粗面、又は滑りにくい仕上げ		
	2	段がある部分及びその踊場は、次に掲げるものとする		
	①	i	両側に、次に掲げる手すりを設置	
		ii	踊場の手すりは、段がある部分と連続して設置(通行動線上やむを得ず手すりを設けることができない部分を除く)	
		iii	手すりの高さ 踏面の先端から75cm以上85cm以下	
		iv	握りやすい形状	
	②	i	手すりの端部には、水平部分を設け、その先端を壁面又は下方へ巻き込む	
		ii	踏面の端部とその周囲との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことで段を容易に識別可能(輝度比2.0以上)	
		iii	段鼻の突き出しその他つまずきの原因となるものを設けない構造	
		iv	回り段でないこと	
		v	蹴込板を設けること	
	3	傾斜路は、次に掲げるものとする		
	①	i	勾配が1/12超、又は高さ16cm超、かつ、勾配1/20を超える傾斜路には、次に掲げる手すりを設置	
		ii	踊場の手すりは、傾斜がある部分と連続して設置(通行動線上やむを得ず手すりを設けることができない部分を除く)	
		iii	手すりの高さ 75cm以上85cm以下	
iv		握りやすい形状		
②	i	手すりの端部には、水平部分を設け、その先端を壁面又は下方へ巻き込む		
	ii	前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことでその存在を容易に識別可能(輝度比2.0以上)		
駐車場(※3) 令17 条例別表第1の2(3)	1	敷地内に車いす使用者用駐車施設を一以上設置(機械式駐車場以外の駐車台数が100超の場合は、1/100以上)		
	2	車いす使用者用駐車施設は、次に掲げるものとする		
	①	i	幅 350cm以上	
		ii	奥行き 600cm以上(機械式駐車場以外の駐車台数が100超の場合における2台目からの施設は500cmでも可)	
		iii	車いす使用者用駐車施設から利用居室までの経路の長さができるだけ短くなる位置	
②	水平な場所に設置			
③	シンボルマークは車が停車又は駐車している状態で見える位置に塗布			
廊下等 令11	1	表面は粗面、又は滑りにくい仕上げ		
	2	(視) 階段又は傾斜路の上端に近接する部分に点状ブロック等(※6)を敷設	1	
階段 令12 条例別表第1の2(6)	1	両側には、次に掲げる手すりを設置		
	①	i	踊場の手すりは、段がある部分と連続して設置(通行動線上やむを得ず手すりを設けることができない部分を除く)	
		ii	手すりの高さ 踏面の先端から75cm以上85cm以下	
		iii	握りやすい形状	
		iv	手すりの端部には水平部分を設け、その先端を壁面又は下方へ巻き込む	
	②	i	表面は粗面、又は滑りにくい仕上げ	
		ii	踏面の端部とその周囲との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことで段を容易に識別可能(輝度比2.0以上)	
		iii	段鼻の突き出しその他つまずきの原因となるものを設けない構造	
		iv	(視) 段の上端に近接する部分に点状ブロック等(※6)を敷設	
		v	主たる階段は回り階段でないこと	
		vi	主たる階段以外に回り階段を設けること	
vii		蹴上 18cm以下		
8	踏面 26cm以上			
9	幅 120cm以上(手すりの幅を除く)			
10	蹴込板を設けること			
傾斜路(屋内) 令13 条例別表第1の2(7)	1	勾配1/12を超え、又は高さ16cm超、かつ、勾配1/20を超える傾斜路には、次に掲げる手すりを設置		
	①	i	踊場の手すりは、傾斜がある部分と連続して設置(通行動線上やむを得ず手すりを設けることができない部分を除く)	
		ii	手すりの高さ 75cm以上85cm以下	
		iii	握りやすい形状	
		iv	手すりの端部には、水平部分を設け、その先端を壁面又は下方へ巻き込む	
2	表面は粗面、又は滑りにくい仕上げ			
3	前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことでその存在を容易に識別可能(輝度比2.0以上)			
4	(視) 傾斜の上端に近接する踊場に点状ブロック等(※6)を敷設	4		
ホテル・旅館客室 令15 条例別表第1の2(11)	1	客室の総数が50以上の場合、車いす使用者用客室を一以上(100超の場合は二以上)設置		
	2	車いす使用者用客室の構造は、次に掲げるものとする		
	①	i	次に掲げる構造の便所を設置	5
		ii	便所内に車いす使用者用便所を設置し、その出入口は幅80cm以上とする	
②	i	戸は自動的に開閉する他車いす使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、その前後に高低差なし		
	ii	次に掲げる構造の浴室等を設置	6	
	iii	車いす使用者等が円滑に利用できる構造(※8)		
	iv	出入口の幅は80cm以上とし、戸を設ける場合は上記①-iiに適合するものとする		
③	車いす使用者が円滑に移動し、回転できる十分な空間の確保			
④	ベッドの高さは、車いす座面と同程度			

このチェックリストは情報提供目的のために「横浜市福祉のまちづくり条例」をもとに株式会社J建築検査センターにおいて作成したものです。ご利用になりたい方は当社各支店までご連絡を下さい。

建築物特定施設 条:条例付加規定	チェック 欄	建築物移動等円滑化基準(一般義務基準)	緩和 措置	
便所(※1) 令14 条例別表第1の2(9)	1	便所の全ては、次に掲げるものとする		
	①	i	表面は粗面、又は滑りにくい仕上げ	
		ii	便所の出入口に戸を設ける場合、高齢者、障害者等が容易に開閉し通過可能な構造	
		iii	出入口の幅(開放時有効)80cm以上 ※扉を開けた状態(扉面と枠の一番狭い部分)で測定	
		iv	洗面器を一以上(男女別の場合はそれぞれ)設置し、両側に手すり設置(乳幼児用及び便所内除く)	
	②	i	小便器を設ける場合、床置き式(壁掛式は、受け口の高さ35cm以下)を一以上設置し、その前面及び両側に手すり設置(乳幼児用小便器を除く)	
		ii	車いす使用者用便所以外を設ける場合は、一以上(男女別の場合はそれぞれ)を次に掲げる基準に適合	
		iii	手すりを設置	
	③	i	戸は、高齢者、障害者等が容易に開閉し通過可能な構造	
		ii	腰掛便座とする	
		iii	当該便所のうち一以上(男女別の場合はそれぞれ)は、次に掲げるものとする	
		iv	便所内に、次に掲げる構造の車いす使用者用便所を一以上設けること。	
	④	i	分かりやすく利用しやすい位置に設ける	
		ii	手すり及び腰掛便座を適切に配置	
		iii	車いす使用者が円滑に利用できる十分な空間が確保されていること(直径150cmの円スペース)※13	
iv		高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造の洗面器を設ける ※便所に関する規定なので、便所内に設置が必要でず		
v		便所の出入口の戸又はその付近に車いす使用者が円滑に利用できる旨を表示		
⑤	i	便所内に、次に掲げる構造の水洗器具(オストメイト)を設けた便所を一以上設けること。		
	ii	便所の出入口の戸又はその付近に水洗器具を設けた便所であることを表示		
⑥	i	駐車施設(一般公共の用途に供されるものに限る)又は特別特定建築物(※4)に便所を設ける場合、次に掲げる便所を設けた便所をそれぞれ一以上(男女別の場合はそれぞれ)設け、便所の出入口の戸又はその付近にその旨を表示		
	ii	ベビーチェア等を設けた便所		
浴室等(※2) 令10 条例別表第1の2(10)	1	床の表面は粗面、又は滑りにくい仕上げ		
	2	次に掲げる基準に適合する浴室等を一以上(男女別の場合はそれぞれ)設置		
①	i	浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されていること		
	ii	車いす使用者が円滑に利用できる十分な空間の確保		
	iii	出入口は、次に掲げるものとする		
	iv	幅 80cm以上		
②	i	戸は自動的に開閉する他車いす使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、その前後に高低差なし		
	ii	移動等円滑化基準を定めるE1(その他の昇降機、便所、駐車施設付近に存在を表示する標識(※9)を設置		
③	i	洗面器、水洗面器、ペーパーホルダー又はペーパーチェア設備がある旨を表示		
	ii	かかる標識を設置(駐車施設付近とは別に必要)		
④	i	施設の配置を表示した案内板等の設置	8	
	ii	点字等(※11)で視覚障害者に示す設備の設置		
⑤	i	経路の一以上一次の視覚障害者移動等円滑化経路	9	
	ii	装置等で視覚障害者を誘導する設備を設置		
⑥	i	を敷設	10	
	ii			

●凡例

項目	チェック欄	適合している部分には○を記入	緩和措置を適用する場合は斜線を記入	適用項目が複数ある場合はすべてチェック	緩和措置がない部分はすべて適合させる義務があります。
ホテル・旅館客室 令15 条例別表第1の2(11)	1	客室の総数が50以上の場合、車いす使用者用客室を一以上(100超の場合は二以上)設置			
①	i	次に掲げる構造の便所を設置			
	ii	便所内に車いす使用者用便所を設置し、その出入口は幅80cm以上とする			
	iii	戸は自動的に開閉する他車いす使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、その前後に高低差なし			
	iv	次に掲げる構造の浴室等を設置			
②	i	車いす使用者等が円滑に利用できる構造(※8)			
	ii	出入口の幅は80cm以上とし、戸を設ける場合は上記①-iiに適合するものとする			
③		車いす使用者が円滑に移動し、回転できる十分な空間の確保			
④		ベッドの高さは、車いす座面と同程度			

移動等円滑化経路 (令第18条第1項) (条例別表第1の2(1))	1 道等から利用居室までの経路 2 利用居室(利用居室等がない場合は道等)から車いす使用者用便房までの経路 3 利用居室(利用居室等がない場合は道等)から車いす使用者用駐車施設までの経路 4 利用居室から授乳ができる場所までの経路 5 利用居室からおむつ交換ができる場所までの経路	1 道等から利用居室までの経路
		2 利用居室(利用居室等がない場合は道等)から車いす使用者用便房までの経路
		3 利用居室(利用居室等がない場合は道等)から車いす使用者用駐車施設までの経路
		4 利用居室から授乳ができる場所までの経路
		5 利用居室からおむつ交換ができる場所までの経路

移動等円滑化経路を構成する建築物特定施設 (移動等円滑化経路に追加される基準) (視)不特定多数の者又は主として視覚障害者が利用するもの (特)不特定多数の者が利用するもので床面積が2000㎡以上のもの				
建築物特定施設 条: 条例付加規定	チェック 欄	建築物移動等円滑化基準(移動等円滑化経路)	緩和 措置	
段差の禁止 令18②一		1 移動等円滑化経路上には、階段又は段を設けない ⇒ 傾斜路、EVその他の昇降機を併設する場合を除く		
敷地内通路 (屋外) 令18②七  条例別表第1の2(2)	条	1 幅 140cm以上		
		2 50m以内ごとに車いすの転回に支障のない場所の設置		
		3 戸は自動的に開閉する他車いす使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、その前後に高低差なし		
	条	4 傾斜路は、次に掲げる構造に適合するものであること		
	条	① 幅 140cm以上(次に掲げる段に併設するものは、100cm以上)		
	条	i 幅 75cm以上(手すりの幅は、それぞれ10cmまではないものとみなす。)		
	条	ii 蹴上 18cm以下		
	条	iii 踏面 26cm以上		
	条	② 勾配は1/12を超えないこと		
	条	③ 次に定める手すりを設置すること(高さ16cm以下、かつ勾配1/20以下の傾斜路で転落のおそれがない部分は除く)		
	条	i 踊場の手すりは傾斜路がある部分と連続して設ける(通行動線上やむを得ず手すりを設けることができない部分を除く)		
	条	ii 手すりの高さ 75cm以上85cm以下		
	条	iii 握りやすい形状		
	条	iv 手すりの端部には水平部分を設け、その先端を壁面又は下方へ巻き込む		
条	④ 両側に、側壁又は高さ5cm以上の立ち上がり部を設置			
条	5 傾斜路の前後には、長さ150cm以上の水平部分を設置			
条	6 排水溝を設ける場合は、車いす使用者、つえ使用者等の通行に支障がない構造の蓋を設置			
出入口 令18②二 条例別表第1の2(4)		1 幅 (開放時有効)80cm以上		
	条	2 直接地上に通じる出入口の幅 (開放時有効)90cm以上		
		3 戸は自動的に開閉する他車いす使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、その前後に高低差なし		
傾斜路(屋内) 令18②四 条例別表第1の2(7)	条	1 幅 140cm以上(次に掲げる段に併設するものは、100cm以上)		
	条	① 蹴上 18cm以下		
	条	② 踏面 26cm以上		
	条	2 勾配は1/12を超えないこと		
	条	3 次に定める手すりを設置すること(高さ16cm以下、かつ勾配1/20以下の傾斜路で転落のおそれがない部分は除く)		
	条	① 踊場の手すりは傾斜路がある部分と連続して設ける(通行動線上やむを得ず手すりを設けることができない部分を除く)		
	条	② 手すりの高さ 75cm以上85cm以下		
	条	③ 握りやすい形状		
	条	④ 手すりの端部には水平部分を設、その先端を壁面又は下方へ巻き込む		
	条	4 両側に、側壁又は高さ5cm以上の立ち上がり部を設置		
	条	5 高さが75cmを超えるものは、75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設置		
廊下等 令18②三  条例別表第1の2(5)	条	1 幅 140cm以上		
		2 50m以内ごとに車いすの転回に支障のない場所の設置		
		3 戸は自動的に開閉する他車いす使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、その前後に高低差なし		
	条	4 傾斜路(階段に代わり又は併設するものに限る)の前後に、長さ150cm以上の水平面を確保		
	条	5 排水溝を設ける場合は、車いす使用者、つえ使用者等の通行に支障がない構造の蓋を設置		
	条	6 特別特定建築物(※5)で、床面積5,000㎡以上のものには授乳できる場所を一以上設置し、その出入口の戸又はその付近にその旨を表示(廊下以外の場所に授乳場所があり、その旨を表示をしている場合は除く)		
	条	7 上記で定める特別特定建築物にはおむつ交換ができる場所を一以上設置し、その出入口の戸又はその付近にその旨を表示(廊下以外の場所におむつ交換ができる場所があり、その旨を表示をしている場合は除く)		
	傾斜路(屋内) 令18②四 条例別表第1の2(7)	条	1 幅 140cm以上(次に掲げる段に併設するものは、100cm以上)	
		条	① 蹴上 18cm以下	
		条	② 踏面 26cm以上	
条		2 勾配は1/12を超えないこと		
条		3 次に定める手すりを設置すること(高さ16cm以下、かつ勾配1/20以下の傾斜路で転落のおそれがない部分は除く)		
条		① 踊場の手すりは傾斜路がある部分と連続して設ける(通行動線上やむを得ず手すりを設けることができない部分を除く)		
条		② 手すりの高さ 75cm以上85cm以下		
条		③ 握りやすい形状		
条	④ 手すりの端部には水平部分を設、その先端を壁面又は下方へ巻き込む			
条	4 両側に、側壁又は高さ5cm以上の立ち上がり部を設置			
条	5 高さが75cmを超えるものは、75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設置			

建築物特定施設 条: 条例付加規定	チェック 欄	建築物移動等円滑化基準(移動等円滑化経路)	緩和 措置
エレベーター 及び 乗降ロビー 令18②五  条例別表第1の2(8)		1 利用居室、車いす使用者用便房、車いす使用者用駐車施設のある階及び地上階に停止すること	
	条	2 かご・昇降路の出入口の幅 (開放時有効)80cm以上(建築物の床面積が5,000㎡超の場合は90cm以上)	
		3 かごの奥行き 135cm以上	
		4 乗降ロビーは高低差なく、幅及び奥行き 150cm以上	
		5 かご内及び乗降ロビーに車いす使用者の利用しやすい位置に制御装置の設置	
		6 かご内に、停止する予定の階、かごの現在位置を表示する装置の設置	
		7 乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を表示する装置の設置	
		8 (特) かごの幅 140cm以上	
		9 (特) 車いすの転回に支障のない構造	
		10 (視) かご内に、到着する階、かご・昇降路の出入口の戸の開鎖を知らせる音声装置の設置	
		11 (視) かご内及び乗降ロビーの制御装置(車いす利用者が利用しやすい位置等(※10))は、点字等(※12)で視覚障害者が円滑に操作可能な構造	13
	条	12 (視) かご又は乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を知らせる音声装置の設置	
	条	13 不特定多数の者又は主として視覚障害者が利用するもの以外(※10)のELV及び乗降ロビーにあつては、上記10の装置を設置	14
	条	14 かご内には、戸の開閉状態等を確認することができる鏡を設置	
	条	15 かご内の左右両側の側板には、手すりを設置	
特殊な構造又は 使用形態の昇降 機 令18②六		平成18年国土交通省告示第1492号に規定する構造であること	

☆ 令第23条による読み替えにより、多数の者が利用する条例で追加した特定建築物の建築物特定施設も対象

- ※1 不特定多数の者又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合
- ※2 不特定多数の者又は主として高齢者、障害者等が利用する浴室、シャワー室又は更衣室を設ける場合
- ※3 不特定多数の者又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合
- ※4 横浜市福祉のまちづくり条例別表第1の2、5の項(4)アからセまでに掲げる特別特定建築物で床面積の合計が2,000㎡以上の建物
- ※5 横浜市福祉のまちづくり条例別表第1の2、5の項(4)に掲げるもの(床面積5000㎡の判断につて、増築若しくは改築又は用途変更の場合においては当該増築等に係る部分の面積)
- ※6 ブロック等で点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との明度、色相又は彩度の差が大きいことで容易に識別可能なもの
- ※7 国交省告示第1496号(腰掛便座、手すり等を適切に配置、車いす使用者が円滑に利用できる十分な空間が確保されている便房)
- ※8 国交省告示第1495号(浴槽、シャワー、手すり等を適切に配置、車いす使用者が円滑に利用できる十分な空間が確保されている構造)
- ※9 国交省令第113号(高齢者、障害者等が見やすい位置に設置、表示すべき内容が容易に識別可能なもの(JIS Z8210に適合するもの))
- ※10 令第18条第2項5リ(2) (車いす使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合は、当該その他の位置に設けるものに限る)
- ※11 国交省告示第1491号(①文字等の浮き彫り、②音による案内、点字及び①②に類するもの)
- ※12 国交省告示第1493号(①文字等の浮き彫り、②音による案内、点字及び①②に類するもの)
- ※13 横浜市福祉のまちづくり条例 事前協議及び指定施設設備基準に関するQ&Aを参照してください

緩和措置

- 1 国交省告示第1497号第1 (①勾配1/20以下②高さ16cm以下かつ勾配1/12以下の傾斜③自動車駐車施設内)
- 2 バリアフリー令第12条6号 (回り階段以外の階段を設ける空間の確保困難であるときを除く)
- 3 横浜市福祉のまちづくり条例別表第1の2(6)…②～⑥の項に規定は、令第18条第2項第5号及び8の項に規定する基準に適合するELV及び乗降ロビーが設けられている場合は、適用しない
- 4 国交省告示第1497号第3 (1①②③、踊場に傾斜がある部分と連続して手すりを設ける場合)
- 5 バリアフリー令第15条2項1号 (同一階に不特定多数の者が利用する便所(男女別の場合はそれぞれ)が一以上ある場合)
- 6 バリアフリー令第15条2項2号 (不特定多数の者が利用する車いす使用者用浴室等(男女別の場合はそれぞれ)が一以上ある場合)
- 7 国交省告示第1497号第4(4①、②案内所から出入口を容易に視認可能で道等から出入口までの経路が視覚障害者移動等円滑化経路に適合する場合)
- 8 国交省告示第1497号第5(1①②、段又は傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊場等)
- 9 国交省告示第1494号(自動車駐車施設内に設けるもの)
- 10 横浜市福祉のまちづくり条例別表1の2(8)(主として自動車の駐車のために供する施設に設けるものである場合)

このチェックリストは情報提供目的のために横浜市の条例をもとに当社(株式会社J建築検査センター)において作成したものであり、著作権は当社に帰属します。当社は、このチェックリストの利用によって生じるいかなる損害についても責任を負いません。

令：バリアフリー令 (高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令 政令第379号平成18年12月20日施行)

条例：横浜市福祉のまちづくり条例 平成26年1月1日改正

多数の者(令第23条による読み替えにより)が利用する建築物特定施設 (移動等円滑化経路を含む) (新)新築の場合に限る				
建築物特定施設 条:条例付加規定	チェック 欄	建築物移動等円滑化基準(一般義務基準)	緩和 措置	
敷地内通路 (屋外)	条	1 表面は粗面、又は滑りにくい仕上げ		
	条	2 段がある部分及びその踊場は、次に掲げるもの		
	条	① 手すりの設置		
	条	② 踏面の端部とその周囲とを色の明度、色相又は彩度の差が大きいこと段を容易に識別可能(輝度比2.0以上)		
	条	③ 段鼻の突き出しその他つまずきの原因となるものを設けない構造		
	条	3 傾斜路は、次に掲げるもの		
	条	① 勾配1/12を超え、又は高さ16cmを超え、かつ、勾配1/20を超える傾斜路には手すりの設置		
駐車場(※2) 口設置なし	条	1 次に掲げる基準に適合する車いす使用者用駐車施設を一以上設置		
	条	① 幅 350cm以上		
廊下等	条	1 表面は粗面、又は滑りにくい仕上げ		
	条	2 次に掲げる基準に適合する車いす使用者用駐車施設を一以上設置		
階段	条	1 両側には、次に定める構造の手すりを設置		
	条	① 踊場の手すりは、段がある部分と連続して設置(通行動線上やむを得ず手すりを設けることができない部分を除く)		
	条	② 手すりの高さ 75cm以上85cm以下		
	条	③ 握りやすい形状		
	条	④ 手すりの端部には、水平部分を設け、その先端を壁面又は下方へ巻き込む		
	条	2 表面は粗面、又は滑りにくい仕上げ		
	条	3 踏面の端部とその周囲とを色の明度、色相又は彩度の差が大きいこと段を容易に識別可能(輝度比2.0以上)		
	条	4 段鼻の突き出しその他つまずきの原因となるものを設けない構造		
	条	5 主たる階段は回り階段でないこと	1	
	条	6 主たる階段以外は回り階段でないこと	2	
傾斜路(屋内)	条	1 幅 120cm以上(階段に併設するものは、90cm以上)		
	条	2 勾配は1/12を超えないこと(高さ16cm以下の場合は、1/8を超えないこと)		
	条	3 高さが75cmを超えるものは、75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設置		
	条	2 表面は粗面、又は滑りにくい仕上げ		
	条	3 前後の廊下等とを色の明度、色相又は彩度の差が大きいことその存在を容易に識別可能(輝度比2.0以上)		
	便所(※1) 口設置なし	条	1 次に掲げる基準に適合する便所を一以上設置(男女別の場合はそれぞれ)	
		条	① 便所内に、次に掲げる構造の車いす使用者便所(※3)を一以上設置	
		条	a 腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること	
		条	b 車いす使用者が円滑に利用することができる十分な空間が確保されていること(直径150cmの円スッパ)※9	
	標識	条	2 小便器を設ける場合、床置き式(壁掛式は、受け口の高さ35cm以下)を一以上設置	
条		2 小便器を設ける場合、床置き式(壁掛式は、受け口の高さ35cm以下)を一以上設置		
案内設備	条	1 移動等円滑化措置済みEVその他の昇降機、便所、駐車施設付近に存在を表示する標識(※4)を設置※9		
	条	1 建築物又はその敷地に下記の案内設備を設置		
	条	① 移動等円滑化の措置済みEVその他の昇降機、便所、駐車施設の配置を表示した案内板等の設置	3	
案内設備	条	② 移動円滑化措置済みEVその他の昇降機、便所の配置を点字等(※5)で視覚障害者に示す設備の設置		
	条	③ 案内所の設置(①、②の代替措置)		

- ※1 多数の者が利用する便所を設ける場合
- ※2 多数の者が利用する駐車場を設ける場合
- ※3 国交省告示第1496号(腰掛便座、手すり等を適切に配置、車いす使用者が円滑に利用できる十分な空間が確保されている便所)
- ※4 国交省令第113号(高齢者、障害者等が見やすい位置に設置、表示すべき内容が容易に識別可能なもの(JIS Z8210に適合するもの))
- ※5 国交省告示第1491号(①文字等の浮き彫り、②音による案内、③点字及び前2号に類するもの)
- ※6 当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等
- ※7 令第18条第2項五(2)(車いす使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合は、当該その他の位置に設けるものに限る)
- ※8 国交省告示第1493号(①文字等の浮き彫り、②音による案内、点字及び①②に類するもの)
- ※9 横浜市福祉のまちづくり条例 事前協議及び指定施設設備基準に関するQ&Aを参照してください

建築物特定施設 条:条例付加規定	チェック 欄	建築物移動等円滑化基準(移動等円滑化経路)	緩和 措置	
移動等円滑化経路 (令第18条第1項) (条例別表第1の3(1))	条	1. 道等から住戸の出入口(玄関)・利用居室の出入口(集会所など)までの経路 2. 住戸の出入口(玄関)・利用居室(※6)の出入口(集会所など)から車いす使用者用便所までの経路 3. 車いす使用者用駐車施設から住戸の出入口(玄関)・利用居室(※6)の出入口(集会所など)までの経路 (地上階とその直上・直下階のみに住戸がある場合は、地上階にあるもののみ)		
段差の禁止 条例別表第1の3(1)	条	1 移動等円滑化経路上に階段又は段を設けない ⇒ 傾斜路又はEVその他昇降機を併設する場合を除く		
	敷地内通路 (屋外)	条	1 幅(有効幅員)120cm以上	
		条	2 50m以内ごとに車いすの転回に支障のない場所を設置	
条		3 戸は自動的に開閉する他車いす使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、その前後に高低差なし		
条		4 傾斜路は、次に掲げるもの		
出入口	条	① 幅 120cm以上(段に併設するものは、90cm以上)		
	条	② 勾配は1/12を超えないこと(高さ16cm以下の場合は1/8を超えないこと)		
	条	③ 高さが75cmを超え、かつ、勾配1/20を超えるものは、75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設置		
廊下等	条	1 幅(有効幅員)120cm以上(排水溝が存在する場合(脱輪等がないように蓋を設けた場合は除く。))は、溝を除いた幅員)		
	条	2 50m以内ごとに車いすの転回に支障のない場所を設ける		
	条	3 戸は自動的に開閉する他車いす使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、その前後に高低差なし		
傾斜路(屋内)	条	1 幅 120cm以上(階段に併設するものは、90cm以上)		
	条	2 勾配は1/12を超えないこと(高さ16cm以下の場合は、1/8を超えないこと)		
	条	3 高さが75cmを超えるものは、75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設置		
エレベーター 及び 乗降ロビー	条	1 利用居室、住戸、車いす使用者用便所、車いす使用者用駐車施設のある階及び地上階に停止すること		
	条	2 かが・昇降路の出入口の幅(開放時有効)80cm以上		
	条	3 かがの奥行き 135cm以上		
	条	4 乗降ロビーは高低差なく、幅及び奥行き150cm以上		
	条	5 かが内及び乗降ロビーに車いす使用者の利用しやすい位置に制御装置の設置(かが内の操作盤は両側に必要)		
	条	6 かが内に、停止する予定の階、かがの現在位置を表示する装置の設置		
	条	7 乗降ロビーに、到着するかがの昇降方向を表示する装置の設置		
	条	8 (新) かが内に、到着する階、かが・昇降路の出入口の戸の開閉を知らせる音声装置の設置		
	条	8 (新) かが内及び乗降ロビーの制御装置(車いす利用者が利用しやすい位置等(※7))は、点字等(※8)で視覚障害者が円滑に操作可能な構造		
特殊な構造又は使用形態の昇降機	条	9 (新) かが又は乗降ロビーに、到着するかがの昇降方向を知らせる音声装置の設置		
	条	平成18年国土交通省告示第1492号に規定する構造であること		

緩和措置

- 1 バリアフリー令第12条6号(回り階段以外の階段を設ける空間の確保困難であるときを除く)
- 2 横浜市福祉のまちづくり条例別表第1の3(8)の項の基準に適合するELV及び乗降ロビーが設けられている場合は除く
- 3 バリアフリー令第20条第1項(当該EVその他の昇降機、便所、駐車施設の配置を容易に視認可能な場合を除く)

●凡例

便所(※1)	条	○	1	次に掲げる基準に適合する便所を一以上設置(男女別の場合はそれぞれ)	
口設置なし	条	○	①	便所内に、次に掲げる構造の車いす使用者便所(※3)を一以上設置	
	条	○	a	腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること	
	条	○	b	車いす使用者が円滑に利用することができる十分な空間が確保されていること(直径150cmの円スッパ)※9	
案内設備	条	○	②	便所内に、利用できる水洗器具(オストメイト)を設けた便所を設置	
	条	○	2	小便器を設ける場合、床置き式(壁掛式は、受け口の高さ35cm以下)を一以上設置し、	10

設置がない場合は「設置なし」をチェック

適合している部分には○を記入

緩和措置を適用する部分は斜線を記入

※記載例です。実際は便所の項目に緩和規定はありません。

( )級建築士 氏名: 印

図面に明示すべき事項(建築基準法施行規則第1条の3)

	(い)	(ろ)	
		図書の種類	明示すべき事項
(86)	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第14条の規定が適用される建築物	配置図	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令379号。以下この項において「移動等円滑化促進法施行令」という。)第16条に規定する敷地内の通路の構造
			移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路の構造
			車いす使用者用駐車施設の位置及び寸法
		各階平面図	客室の数
			移動等円滑化経路及び視覚障害者移動等円滑化経路の位置
			車いす使用者用客室及び案内所の位置
			移動等円滑化促進法施行令第18条第2項第六号及び第19条に規定する標識の位置
			移動等円滑化促進法施行令第20条第1項に規定する案内板その他の設備の位置
			移動等円滑化促進法施行令第20条第2項に規定する設備の位置
			移動等円滑化経路を構成する出入口、廊下等及び傾斜路の構造
			移動等円滑化経路を構成するエレベーター及びその乗降ロビーの構造
			車いす使用者用客室の便所及び浴室等の構造
			移動等円滑化促進法施行令第14条に規定する便所の位置及び構造
			階段、踊り場、手すり等及び階段に代わる傾斜路の位置及び構造

## 【横浜市福祉のまちづくり条例】 対象となる施設の用途と規模

	用途	対象規模
1	保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署	全ての施設
2	老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの(認可外保育施設の除く。)	
3	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	
4	病院	
5	診療所(患者の収容施設があるものに限る。)	
6	博物館、美術館又は図書館	
7	集会場(一の集会室の床面積が200㎡を超えるものに限る。)	
8	公会堂	
9	公衆便所(地方公共団体が設置するものに限る。)	
10	診療所(患者の収容施設がないものに限る。)	300㎡以上
11	薬局	
12	銀行その他これに類するサービス業を営む店舗	
13	理髪店その他これに類するサービス業を営む店舗	
14	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗(薬局を除く。)	
15	飲食店	
16	クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗	
17	劇場、観覧場、映画館又は演芸場	
18	遊技場	1000㎡以上
19	学校	
20	集会場(全ての集会室の床面積が200㎡以下のものに限る。)	
21	公衆浴場	
22	体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設	
23	ホテル又は旅館	
24	展示場	
25	自動車の停留又は駐車のための施設(一般公共の用に供されるものに限る。)	2000㎡以上
26	共同住宅	

作成：J建築検査センター